

■ 国土交通省ホームページ

- 講習会資料（建築物省エネ法の概要、Q&A 等） ● 建築物省エネ法政省令告示 他
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

■ 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（IBEC）ホームページ

- 建築物省エネ法に係る性能向上計画認定、認定表示制度の手引き
<http://www.ibec.or.jp/>

■ 国立研究開発法人建築研究所ホームページ

- 住宅に関するプログラム及びプログラムの解説
<http://www.kenken.go.jp/becc/#House>
- 非住宅建築物に関するプログラム及びプログラムの解説
<http://www.kenken.go.jp/becc/#Building>

■ スケジュール

平成28年4月1日：誘導措置

- 基本方針の公表
- 建築主・所有者等、建築物の販売・賃貸事業者の努力義務
- 性能向上計画認定制度（容積率特例）
- 表示制度

平成29年4月予定：規制措置

- 適合義務・適合性判定
- 届出制度
- 特殊な構造・設備の大蔵認定制度
- 住宅トップランナー制度

※省エネ法に基づく修繕模様替・設備の設置改修の届出、定期報告制度の廃止

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法)の概要

H28.4.1より
建築物省エネ法が
段階的に
施行になります



東日本大震災以降、我が国のエネルギー需給は、一層逼迫しております。
他部門（産業・運輸）が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加しており、
省エネ対策の抜本強化が必要不可欠なことから、建築物省エネ法が平成27年7月8日に公布されました。

1 建築物省エネ法とは

平成27年7月、新たに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」が制定されました。本法は、建築物の省エネ性能の向上を図るために、①大規模非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置と、②省エネ基準に適合している旨の表示制度及び誘導基準に適合した建築物の容積率特例の誘導措置を一体的に講じたものとなっています。

●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の概要

建築物省エネ法は大きく規制措置と誘導措置の2つに分することができます。
誘導措置等は平成28年4月1日に施行されますが、規制措置は公布後2年内（H29年4月予定）の施行となっています。

① 規制措置（義務）

H29
4月予定

- 省エネ基準適合義務・適合性判定義務



新設

- 非住宅 2000m²以上（予定）

新築時等に建築物のエネルギー消費性能基準（省エネ基準）への適合義務・適合性判定義務

- 届出 ● 建築物 300m²以上（予定）

新築・増改築に係る計画の所管行政庁への届出義務



基準に適合せず必要と認める場合は、指示・命令等があります。

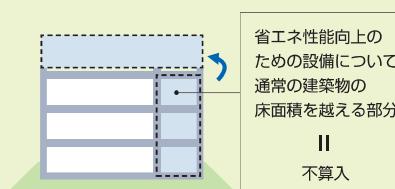
- 住宅トップランナー制度

◎その他所要の措置（新技術の評価のための大蔵認定制度創設（新設）など）

② 誘導措置（任意）

H28
4/1

- 性能向上計画認定・容積率特例



新設

- 省エネに関する表示制度

新設



◎基準適合認定表示（行政庁による認定）

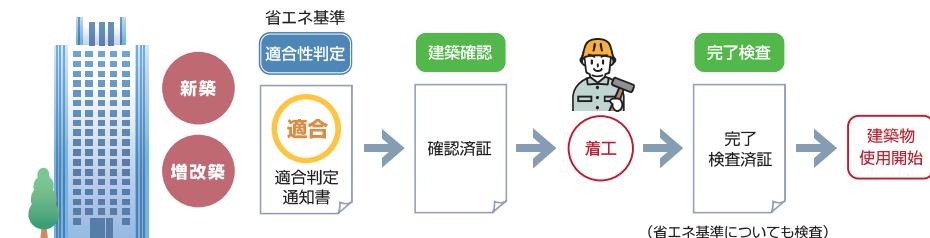
2 どのような建築物が対象となるの

●規制措置の対象：一定規模以上の建築物の新築・増改築が対象

建築主は一定規模以上の建築物の新築・増改築をしようとする場合、その用途や規模等に応じ省エネ基準に適合していることの所管行政庁等による判定（適合性判定）や、所管行政庁への届出などが必要となります。

規制措置の施行後は、適合性判定の対象となる建築物については、省エネ基準に適合していないければ建築基準法の確認済証の交付を受けることができなくなりますので注意する必要があります。

● 非住宅 2000m²以上（予定）



● 建築物 300m²以上（予定）

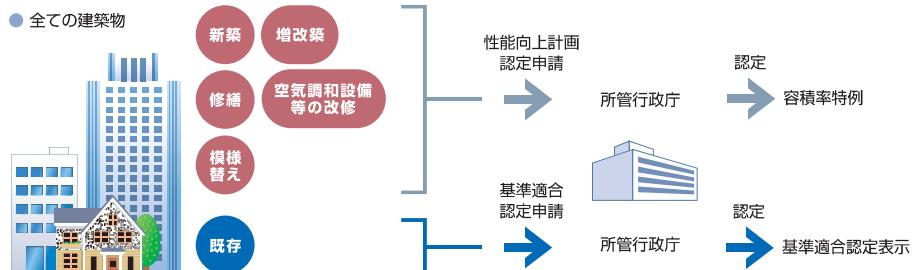


●誘導措置の対象：全ての建築物

省エネ性能の向上に資する全ての建築物の新築または増築、改築、修繕、模様替え若しくは建築物への空気調和設備等の設置・改修を対象とし、その計画が一定の誘導基準に適合している場合、その計画の認定（性能向上計画認定）を建設地の所管行政庁により受けることができます。

性能向上計画認定を取得すると、容積率特例（省エネ性能向上のための設備について、通常の建築物の床面積を超える部分を不算入（上限10%））などのメリットを受けることができます。

● 全ての建築物



また、既存建築物については省エネ基準に適合していることの認定を建設地の所管行政庁により受けることができます。

※新築の場合は建築物竣工後に認定を受けることができます。

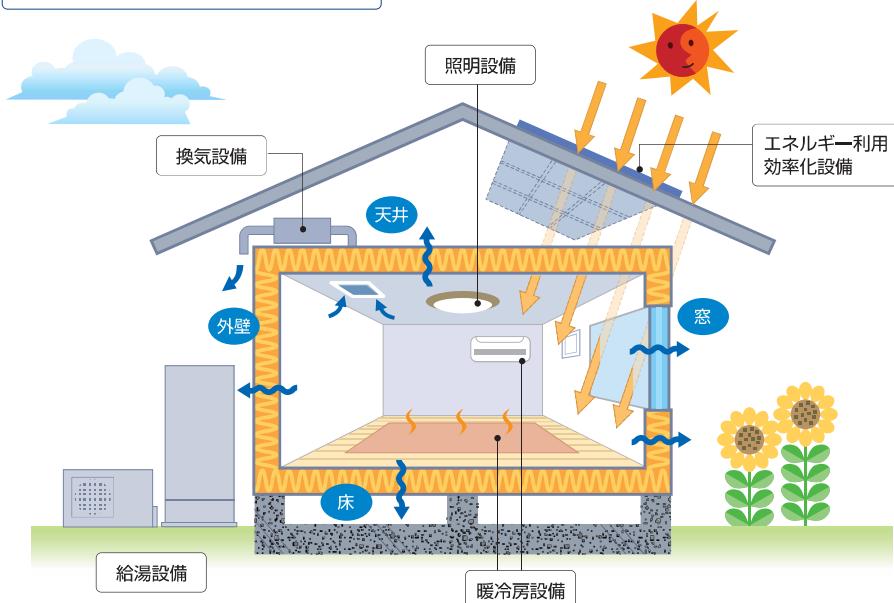
認定を受けると、対象となる建築物の広告や契約書などに、法で定める基準適合認定表示（eマーク）を付することができます。

建築物省エネ法の基準とは

●住宅用途に係る基準の概要

住宅の窓や外壁などの外皮性能の基準と設備機器等の一次エネルギー消費量の基準があります。

外皮性能と一次エネルギー消費量のイメージ



●外皮性能

◎外皮平均熱貫流率(UA)による基準

$$UA = \frac{\text{単位温度差当たりの総熱損失量}}{\text{外皮総面積}}$$

◎冷房期の平均日射熱取得率(ηAC)による基準

$$\eta_{AC} = \frac{\text{単位日射強度当たりの総日射熱取得量}}{\text{外皮総面積}} \times 100$$

●一次エネルギー消費量

+ 暖冷房設備一次エネルギー消費量

+ 換気設備一次エネルギー消費量

+ 照明設備一次エネルギー消費量

+ 給湯設備一次エネルギー消費量

+ その他(家電等)一次エネルギー消費量

- エネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量

= 一次エネルギー消費量



●建築物を断熱化するメリットについて

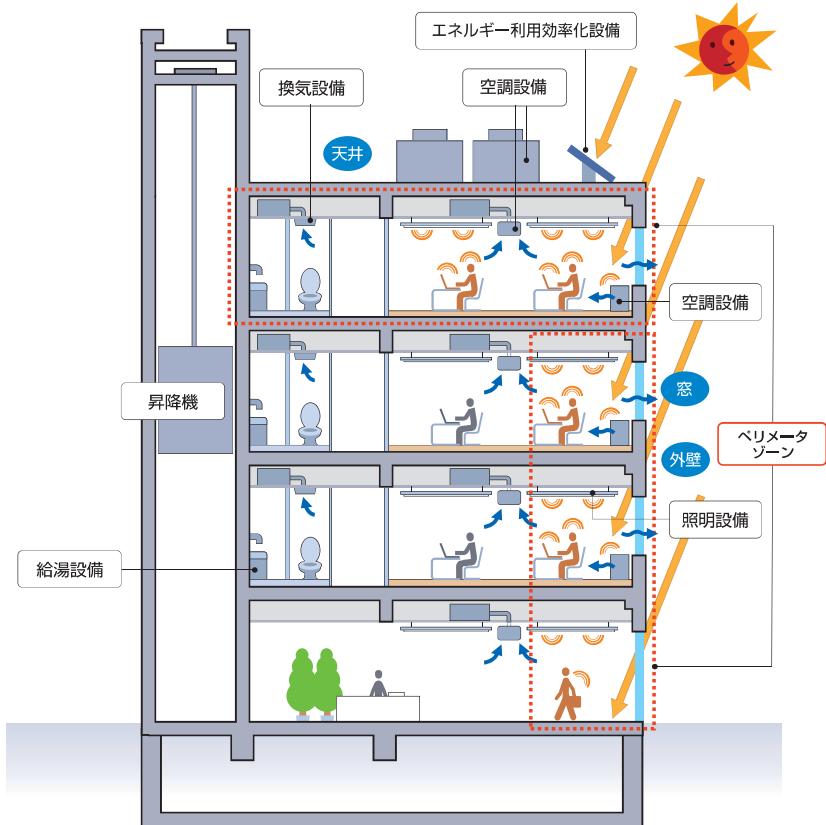
建築物の外壁・窓等の断熱化等の措置は、省エネルギー等の観点のみならず、室内の温熱環境の改善につながることから、居住者等の健康の維持・増進や、執務環境の向上等に寄与することが出来ます。



●非住宅用途に係る基準の概要

非住宅の窓や外壁などの外皮性能(PAL*(パルスター))の基準と設備機器等の一次エネルギー消費量の基準があります。

外皮性能(PAL*)と一次エネルギー消費量のイメージ



●外皮性能(PAL*)

◎ペリメーターゾーンの年間熱負荷係数

$$PAL* = \frac{\text{各階のペリメーターゾーンの年間熱負荷 (MJ/年)}}{\text{ペリメーターゾーンの床面積の合計 (m²)}}$$

◎1年間における①~④までに掲げる熱による暖房負荷及び冷房負荷を合算したもの。

① 外気とペリメーターゾーンの温度差

② 外壁・窓等からの日射熱

③ ペリメーターゾーンで発生する熱

④ 取入外気とペリメーターゾーンとの温湿度の差及び取入外気量に基づく取入外気の熱

●ペリメーターゾーンとは

各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が5m以内の屋内の空間、屋根直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいいます。

